

令和6年度 第2回 米原市国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日時 令和6年12月18日（水） 午後7時から午後8時20分まで
- 2 会場 米原市役所 本庁舎3階 会議室3C
- 3 出席者 吉田正子会長、吉川英治副会長、世森増信委員、中川博司委員、大谷章委員、
樂本公子委員、竹下裕基委員、加賀井和幸委員、山根史考委員、有賀尚子委員、
岡島弘典委員、高田忍委員、和田健二郎委員
- 4 議事録署名人の指名について
有賀尚子委員、岡島弘典委員を指名
- 5 議事
(1) 令和7年度米原市国民健康保険税の税率について(諮問)

資料、追加資料により、令和7年度米原市国民健康保険税の税率（仮算定ベース）
について事務局から説明

⇒意見等

(1) 総括【概要】

令和7年度の米原市国民健康保険税（以下「保険税」という。）の税率は、第3期滋賀県国民健康保険運営方針において、県内市町との保険料水準の統一年度を令和9年度（移行期間：令和11年度）までとされている中、本市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）の保有状況等を踏まえ、今後の標準保険料の伸び率等の見込みを考慮しつつ、県が示した標準保険料率と現行税率の乖離幅を基金で調整し、令和6年度の一人当たり保険税の見込みに対して5.6%の伸びとなるよう税率を抑制することとして提案された税率案に対し一定の理解をする。

しかしながら、税率案は、標準保険料や現時点の被保険者数の推計等を元に算定されたものであり、現在、国において令和8年度から子ども・子育て支援金の導入を予定されている他、社会保険の適用拡大等の影響から、国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者数の減少が一層進むものと考えられる等、今後の国保運営に向けては不確定な要素が多いと認識している。保険税が被保険者にとって後年度に急激な負担増とならないよう、第3期滋賀県国民健康保険運営方針を踏まえ、保険料水準の統一までのスケジュール等を見通しつつ、可能な限り均等な伸びとなるよう適切に対応されたい。

(2) 主な意見等

- 意見等 1 子ども・子育て支援金について、国保から子ども・子育て支援金を出さなければいけないのか疑問に思う。国保の剰余金から出すのは筋が違うと思われ、子どもや子育てを支える支援金が必要なため負担が必要な旨を明示した方が、市民等の理解を得られやすいのでは。

⇒【市】現在の社会保険の仕組みにおいても、医療保険者において、40歳から64歳までの被保険者については介護納付金を含んだ額を保険税（料）として徴収することとされている他、後期高齢者を支えるため後期高齢者支援金として保険税（料）を徴収するとされている等、社会保険制度には、既に支え合いの仕組みが構築されている。

このような中、国においては、子ども・子育て支援を社会全体で進めるため、各医療保険者が保険税（料）と合わせて、令和8年度以降、子ども・子育て支援金を徴収する仕組みを構築するとされている。

前回の協議会において、子ども・子育て支援金への基金等の活用予定はない旨を説明したが、現時点の見込みでは、当該支援金の導入に伴い、令和8年度に保険税は大幅に増える見込みであり、今後の医療費等の変動等を見込みつつ、保険税の激変を可能な限り抑制するため、子ども・子育て支援金を基金の活用対象として検討していきたいと考えている。

- 意見等 2 健康保険は単年度収支で保険税（料）を決めていくというのが前提だと思う。収支の見込みを計算した結果、一人当たり保険税額の伸び率が5.6%の増でよいのであれば、令和7年度は5.6%の伸びとし、例えば、令和8年度は医療費の上昇や被保険者の減少等により収支が合わなければ、6.5%の伸びに戻す等、単年度ごとに収支を考慮して考えるのも一つだと思う。

- 意見等 3 令和6年度の税率設定の際は、令和5年度の一人当たり保険税の見込みに対して6.5%の引上げとしたが、令和7年度の算定において5.6%の引上げとした根拠は。被保険者数は近年大幅に減っており、将来的にも大幅に減っていく見込みとのことだが、令和7年度は5.6%の伸びで運営できるのか。

⇒【市】高齢化や医療の高度化等のため、過去10年程度の実績を踏まえ、県においても一人当たりの標準保険料は毎年度平均3%程度ずつ伸びていくと見込まれている。

このような中、令和5年度の税率設定の際に、県による剰余金の活用額が激減したことにより標準保険料が大幅に増えたが、事務局からは当時の物価上昇率を考慮して、一人当たり保険税額を3%程度引き上げることとして本協議会に諮問させていただいた。

しかしながら、翌年度以降、保険税率が大幅に増える見込みであったことから、本協議会からは、保険税に激変が生じないように、できるだけ均等な伸

び率で標準保険料に推移すべきとの御意見等をいただいた。

これを踏まえ、人口の増減等も踏まえつつ、基金等の活用により、県内市町との保険料水準の統一までの伸び率を一定にした場合の伸び率が、前年度の一人当たり税額の6.5%増と見込まれたため、これに応じて税率を設定した。

令和6年度税率の設定時も標準保険料が大幅に増えたこと等を踏まえ、令和5年度の一人当たり税額の6.5%増となるよう税率を設定した。

令和7年度の税率設定に当たっては、令和6年度以前の本協議会の答申を踏まえ、国における制度改正等、将来に向けて見込めない部分があるが、現在見込むことができる資料をもとに県内市町との保険料水準の統一までに基金を還元しつつ、できる限り保険税の激変が生じないよう、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げることとしてシュミレーションした。

この結果、令和6年度に比べ、一人当たり医療費の伸びが見込まれる一方で、公費の増等の見込みから標準保険料の伸び率が減少したため、令和6年度の一人当たり保険税額の見込みに対して5.6%増に抑制したいと考えている。

6 その他

今後の予定等について事務局から説明
